

4 水 漁 第 1516 号
令和 5 年 2 月 16 日

水産政策審議会 会長
田中 栄次 殿

農林水産大臣 野 村 哲 郎

漁業経営の改善に関する指針の変更について（諮問第 4 1 2 号）

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 5 1 年法律第 4 3 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、漁業経営の改善に関する指針を別紙のとおり変更したので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

(別紙)

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第三条第一項の規定に基づき、漁業経営の改善に関する指針（平成二十九年農林水産省告示第五百四号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために行う漁業経営の改善に関する事項 我が国の漁業は、生産量が減少するとともに、国内の水産物消費が伸び悩む中で、その経営は厳しい状況に直面しており、適切な資源管理による持続的な水産資源の利用の重要性がますます高まるとともに、多様化する消費者ニーズに即した水産物を供給することが求められている。一方、近年顕在化してきた海洋環境の変化をはじめとした地球規模の環境変化を背景とする我が国の主要な魚種の不漁、燃油、飼料等資材価格の高騰等、我が国漁業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。 今後とも国民に対して水産物を安定的に供給するという使命を果たしていくためには、このような我が国の漁業をめぐる環境の下で、限られた水産資源を持続的に利用しつつ、競争力に優れた漁業活動を安定的に行い得る効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、これを今後の漁業生産を担っていく主体としていくことが必要である。 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条の規定に基づく漁業経営改善制度（以下「本制度」という。）は、このような漁業を取り巻く課題を踏まえ、計画的な資源管理や漁場改善に取り組む漁業者及びそのような漁業者を構成員とする漁業協同組合等（以下「漁業者等」という。）による漁業経営の改善を支援することにより、効率的かつ安定的な漁業経営を育成することを目的とするものである。 令和四年三月に策定された新たな水産基本計画（令和四年三月二十五日閣議決定）では、水産に関する施策についての基本的な方針として、「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」「増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現」及び「地域を支える漁村の活性化の推進」の三つの柱が示されるとともに、これらを中心に水産に関する施策を展開することとされている。 今後、漁業経営の改善を進めようとする意欲ある漁業者等には、	一 漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために行う漁業経営の改善に関する事項 我が国の漁業は、生産量が減少するとともに、国内の水産物消費が伸び悩む中で、その経営は厳しい状況に直面しており、適切な資源管理による持続的な水産資源の利用の重要性がますます高まるとともに、多様化する消費者ニーズに即した水産物を供給することが求められている。また、水産物貿易をめぐる国際環境の変化に対応し、収益性の高い操業体制への転換を進め、競争力を強化していくことが重要な課題となっている。 今後とも国民に対して水産物を安定的に供給するという使命を果たしていくためには、このような我が国の漁業をめぐる環境の下で、限られた水産資源を持続的に利用しつつ、競争力に優れた漁業活動を安定的に行い得る効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、これを今後の漁業生産を担っていく主体としていくことが必要である。 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条の規定に基づく漁業経営改善制度（以下「本制度」という。）は、このような漁業を取り巻く課題を踏まえ、計画的な資源管理や漁場改善に取り組む漁業者及びそのような漁業者を構成員とする漁業協同組合等（以下「漁業者等」という。）による漁業経営の改善を支援することにより、効率的かつ安定的な漁業経営を育成することを目的とするものである。 一方、漁業現場においては、水産業を核として地域の所得向上を目指す計画である浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン（以下「浜プラン等」という。）に基づく地域主体の漁業経営の改善の取組が行われており、当該取組に対して水産施策を重点化しているところである。 今後、漁業経営の改善を進めようとする意欲ある漁業者等には、

水産基本計画に示された水産に関する施策についての基本的な方針を踏まえつつ、自らの経営状況や経営資源の実情、消費者や実需者のニーズ、資源量の動向、生産構造の展望等を総合的に勘案して、生産コストの削減、付加価値の向上等に向けた取組を、自らの創意工夫を生かして具体化していくことが期待される。

二 漁業経営の改善に関する事項

イ (略)

ロ 対象漁業者

本制度の対象とする漁業者は、その漁業経営の改善に当たって、漁業に関する法令を遵守するとともに、次に掲げる自主的な資源管理又は漁場改善に取り組む者、漁獲量の大部分が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第三項に規定する漁獲割当てにより管理されている者及び同法第六十条第二項に規定する区画漁業権に基づかず、養殖業を営む者とする。

- (1) 漁業法第二百二十四条第一項の認定を受けた同項の協定に基づく資源管理

(2) (略)

ハ (略)

三 漁業経営の改善の実施方法に関する事項

漁業経営の改善の実施に当たっては、漁業者等は、経営の現状を客観的に把握するとともに、実施しようとする措置の費用対効果について十分な検証を行う必要がある。また、経営改善を着実に進めていくためには、目標値とこれに対する達成度を常に把握し、その結果を踏まえて対応策を検討することが重要である。

このため、本制度においては、定量的な目標の下で、経営の相当程度の向上のための取組を実施することとする。その際、個々の漁業者等が実現しようとする具体的な経営の向上の目標については、次のイからハまでに掲げる改善計画の三類型に応じ、それぞれに定める指標を用いることとする。なお、複数の漁業者等が共同して漁業経営の改善に取り組む場合の改善計画の申請については、全体としての指標と、参加者個々の指標のいずれでも用いることができる。

浜プラン等に基づく地域主体の取組と連携しつつ、自らの経営状況や経営資源の実情、消費者や実需者のニーズ、資源量の動向、生産構造の展望等を総合的に勘案して、生産コストの削減、付加価値の向上等に向けた取組を、自らの創意工夫を生かして具体化していくことが期待される。

二 漁業経営の改善に関する事項

イ (略)

ロ 対象漁業者

本制度の対象とする漁業者は、次に掲げる計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む者とする。

- (1) 国及び都道府県が作成する資源管理指針に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量制限、漁具制限等の資源管理措置について記載した資源管理計画の作成及びその確実な実施

(2) (略)

ハ (略)

三 漁業経営の改善の実施方法に関する事項

漁業経営の改善の実施に当たっては、漁業者等は、経営の現状を客観的に把握するとともに、実施しようとする措置の費用対効果について十分な検証を行う必要がある。また、経営改善を着実に進めていくためには、目標値とこれに対する達成度を常に把握し、その結果を踏まえて対応策を検討することが重要である。

このため、本制度においては、定量的な目標の下で、経営の相当程度の向上のための取組を実施することとする。その際、個々の漁業者等が実現しようとする具体的な経営の向上の目標については、次のイからハまでに掲げる改善計画の三類型に応じ、それぞれに定める指標を用いることとする。なお、複数の漁業者等が共同して漁業経営の改善に取り組む場合の改善計画の申請については、全体としての指標と、参加者個々の指標のいずれでも用いることができる。

こととする。 イ 一般型 (1)・(2) (略) (3) 指標 計画期間における減価償却前利益（営業利益及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、付加生産額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかの伸び率が、基準値以上であること（これらの指標を初めて用いる場合の基準値は十五パーセント（漁業者等が、新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓又は組織再編若しくは他の事業者との連携強化に取り組む場合においては、五パーセント）とし、直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が次期改善計画以降の認定の申請を行う場合には、当該基準値から五パーセント削減した値を新たな基準値とすることができることとする。ただし、新たな基準値は五パーセントを下回することはできない。）。 ロ 地域連携型 (1) 対象者 浜プラン等（浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プランをいう。以下同じ。）に基づく取組であって、当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者 (2)・(3) (略) ハ (略) 四・五 (略)	こととする。 イ 一般型 (1)・(2) (略) (3) 指標 計画期間における減価償却前利益（営業利益及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、付加生産額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかの伸び率が、基準値以上であること（これらの指標を初めて用いる場合の基準値は十五パーセントとし、直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が次期改善計画の認定の申請を行う場合には、当該基準値から五パーセント削減した値を新たな基準値とすることができることとする。ただし、新たな基準値は五パーセントを下回することはできない。）。 ロ 地域連携型 (1) 対象者 浜プラン等に基づく取組であって、当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者 (2)・(3) (略) ハ (略) 四・五 (略)
--	---

附 則

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 令和六年三月三十一日までの間、二のロの対象漁業者には、国及び都道府県が作成する資源管理指針に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量制限、漁具制限等の資源管理措置について記載した資源管理計画の作成及びその確実な実施に取り組む漁業者を含むものとする。